

『費用介護手当』

(1) 手当を支給される人

被爆者が原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害（身体障害者手帳の1級から3級に該当する程度の障害）※注1により、費用を支出して介護を受けたときに、訪問介護（介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護を含む）に限り支給されます。

(2) 手当の額

支給される手当の額は、その月において支出した介護費用の額です。（最高限度額があります。）

【補足】重度障害であり、その月において支出した介護費用の額が下限額に満たない場合は、下限額が支給されます。

(3) 手当をうけるための手続き

手当の支給を受けるためには、次の書類を居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。

※介護を受けた各月ごとに提出が必要です

(4) 申請に必要なもの

- ・ 介護手当支給申請書
- ・ 診断書（介護手当用）
- ・ 介護申立書（診断書に1年以上の遡り記載がある場合は、介護状況届）
- ・ 介護費用の領収書
- ・ 介護日・日数・内容のわかる書類
- ・ 被爆者健康手帳
- ・ 預金通帳

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

(5) 手当をうけている方の届出

手当を受けている方は、氏名、居住地または申請書の記載事項に変更があったときは、そのつど届け出なければなりません。

また、介護の状況が変わったときや入院、入所（社会福祉施設、老人保健施設等）、又は障害の等級が変わったときや障害に該当しなくなったときは届出が必要な場合があります。（※詳しくは、居住地を管轄する保健所へお問い合わせください。）

※注1 介護手当が支給される障害の程度（中度障害）

【身体障害者手帳の2級の一部分から3級に該当する程度の障害】

1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの
2. 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. 音声または言語機能を喪失したもの
5. 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
6. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢のすべての指を欠くもの
9. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
10. 両下肢をショパール関節（足の甲と土ふまずの中央を結ぶ関節）以上で欠くもの
11. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
13. 一下肢の機能を全廃したもの
14. 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、または家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害があつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

（補足）

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなのは除く。

介護手当が支給される障害の程度（重度障害）

【身体障害者手帳の 1 級および 2 級の一部に該当する程度の障害】

1. 両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（補足）

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものは除く。